

3 つくば市科学技術・イノベーション振興指針

策定に係る業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和3年(2021年)5月

つくば市

1 公募型プロポーザル方式を採用する目的

この要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、「3つくば市科学技術・イノベーション振興指針策定に係る業務委託」(以下「本業務」という。)事業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

本業務は、価格のみでなく事業者の業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を特定するものとする。

2 業務概要

(1) 委託業務名称

3つくば市科学技術・イノベーション振興指針策定に係る業務委託

(2) 業務内容

別紙「3つくば市科学技術・イノベーション振興指針策定に係る業務委託仕様書」の通り

(3) 履行期限

契約締結日の翌日～令和4年(2022年)3月18日(金)までの予定

(4) 提案(見積)限度額

4,200千円以内(消費税及び地方消費税を含む。なお、税率は10%とする。)

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。なお、複数の者で構成する場合には、代表者を選定し、申請者は代表者とすること。この場合、すべての構成者が次に掲げる事項を満たす者とする。また、構成者のすべてを示した資料(任意の様式)を添付すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 契約締結の日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成6年7月14日付け監第692号)、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱(平成6年つくば市告示第15号)に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画認可の決定が確定した後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 別添の仕様書で定める委託業務の遂行に十分な知識と経験を有し、つくば市の科学技術施策の現状を良く知る法人その他団体であること。

4 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 会社の概要（様式2）
 - ウ 資格要件に係る申立書（様式3）
 - エ 業務実施体制調書（様式4）
 - オ 業務実績書（様式5）
 - カ 直近2年分の市区町村税、都道府県民税、所得税、法人税及び消費税の納税証明書の写し
 - キ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- (2) 提出部数
正本1部、副本1部の合計2部提出すること。
- (3) 提出期間
令和3年（2021年）5月17日（月）～令和3年（2021年）5月28日（金）まで
受付時間は、平日の9時から17時までとする。
- (4) 提出先
つくば市政策イノベーション部科学技術振興課
- (5) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着とする。）により提出すること。

5 参加申込に関する質疑応答

- (1) 提出書類
参加申込に係る質問書（様式6）
- (2) 受付期間
令和3年（2021年）5月17日（月）から令和3年（2021年）5月21日（金）まで
受付時間は、平日の9時から17時までとする。
- (3) 提出先
つくば市政策イノベーション部科学技術振興課
- (4) 提出方法
質問は、電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。なお、電話及び直接来所による質問には応じない。
メールアドレス：pln112@city.tsukuba.lg.jp
- (5) 回答
質問に対する回答は、令和3年（2021年）5月25日（火）を目途に本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

6 参加申込書の審査及び結果の通知

参加申込書の審査を行い、令和3年（2021年）6月4日（金）に参加申込書審査結果通知書を郵送により通知する。なお、通知内容の異議申立ては受け付けない。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書
 - イ プレゼンテーション出席者報告書（様式7）
 - ウ 業務工程表（任意様式）
 - エ 参考見積書（任意様式、内訳書も添付すること。）
業務名称及び金額（消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格）を記載すること。
- (2) 提出部数
正本1部、副本9部の合計10部提出すること。
- (3) 提出期間
令和3年（2021年）6月4日（金）～令和3年（2021年）6月21日（月）まで
受付時間は、平日の9時から17時までとする。なお、受付期間内に企画提案書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。
- (4) 提出先
つくば市政策イノベーション部科学技術振興課
- (5) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着とする。）により提出すること。
- (6) 受理の取消
 - ア 応募した法人等が、参加表明書の提出日から受託候補者の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は応募を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。
 - イ 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (7) その他提出にあたっての留意事項
 - ア 提出書類はA4縦型フラットファイルに左綴じとすること。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
 - ウ 書類提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

8 企画提案に関する質疑応答

- (1) 提出書類
企画提案に係る質問書（様式8）
- (2) 受付期間
令和3年（2021年）6月4日（金）から令和3年（2021年）6月11日（金）まで
受付時間は、平日の9時から17時までとする。
- (3) 提出先
つくば市政策イノベーション部科学技術振興課
- (4) 提出方法
質問は、電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。なお、電話及び直接来所による質問には応じない。
メールアドレス：pln112@city.tsukuba.lg.jp
- (5) 回答
質問に対する回答は、令和3年（2021年）6月15日（火）を目途に本市のホーム

ページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

9 提出書類の記載要領

- (1) プロポーザルに係る提出書類の様式
プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式に記入の上、提出すること。
- (2) 様式の入手方法
様式1から様式8は、市ホームページに掲載する。
- (3) 書類作成時の書式等
 - ア 用紙サイズはA4縦とし、横書きとすること。なお、企画提案書の用紙サイズはA3版の様式をA4サイズに折り込むことも可とする。
 - イ 文字のサイズは12ポイント以上で作成すること。
 - ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。
 - エ 提出書類は全て順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- (4) 様式記入上の注意
 - ア 参加申込書（様式1）
提出者の住所、会社名、代表者の氏名及び押印並びに担当者の部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載する。
 - イ 会社概要（様式2）
 - 商業・法人登記簿謄本に基づいて記載すること。
 - 「主たる業種」欄には、会社の主要業種を3～5業種記載すること。
 - 「事業内容」欄には、会社の主要事業の内容とともに、これまでに手掛けた代表的な事業を記載すること。
 - 事業内容を補足する資料があれば、別途添付してもよい。
 - ウ 資格要件に係る申立書（様式3）
記載のある要件を全て満たすことを確認し、住所、会社名、代表者名を記入すること。
 - エ 業務実施体制調書（様式4）
 - 業務実施体制調書には、本業務を担当する者全員を記入すること。
 - 担当する者の経歴年数の欄には、教育関係業務に携わった経験年数を記入すること。
 - 担当する者の手持ち業務の欄には、本業務の参加申込書提出日現在の手持ちの業務を全て記入すること。
 - 記入欄が不足する場合には、欄を追加して記入すること。
 - オ 業務実績書（様式5）
 - 過去3年間（2018年4月1日から2021年3月31日）において、本業務の担当者が担当した業務実績を担当者別に記入すること。
 - 業務実績が5件を超える場合には、完了日が新しい順に5件記入すること。
 - 記入した業務に関する概要等について、必要があれば添付してもよい。
 - カ 参加申込に係る質問書（様式6）
質問事項1問につき、様式1枚を使用すること。
 - キ 企画提案書（任意様式）

業務の方針、取組体制、業務担当チームの特徴、業務内容、業務において特に重視する事項、その他業務実施上の配慮事項等についてわかりやすく簡潔に記入すること。

ク プレゼンテーション出席者報告書（様式7）

- プレゼンテーションの出席予定者を記入すること。
- 出席者は3人以内とし、本業務を担当する管理責任者1名及び担当者1名は必ず出席すること。

ケ 業務工程表（任意様式）

- 業務の進捗を把握するため、各業務の始期から終期を示すこと。
- イベントについては、開催（予定）日も明記すること。

コ 参考見積書（任意様式）

- 税抜きで作成すること。
- 可能な限り項目別に示すこと。

サ 企画提案に係る質問書（様式8）

質問事項1問につき、様式1枚を使用すること。

(5) その他の留意事項

書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。

提出された書類は、返却しない。

企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）に基づき、提出書類を公開することがある。

10 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、選定委員会を設置し、同選定委員会において企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 第1次審査（書面審査）

参加資格を満たしたものが5者以上となった場合、書面審査により1次審査を行い、2次審査を行う4者を選定する。この場合、1次審査結果を申込者全員に対して通知し、1次審査不合格と判断された者に対してはその理由を付して通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）

ア 企画提案書等による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し選定する。

イ プレゼンテーションは、令和3年（2021年）6月28日（月）～6月30日（水）の期間に、つくば市役所又はオンラインで実施を予定しているが、詳細は別途通知する。

ウ 出席者は3名以内とし、本業務を担当する管理責任者1名及び担当者1名は必ず出席すること。

エ 実施時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。

オ プレゼンテーションは企画提案書又は企画提案書の内容に基づく資料を用いて行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

カ プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価事項
1 業務実績・実施体制 (配点 20点)	1 行政との業務及び計画策定事業の運営実績 2 管理責任者の経験及び業務能力 3 人員配置、個人情報に対する配慮
2 企画提案書 (配点 65点)	1 事業計画の実現性・スケジュール管理の確実性 2 市民からの意見収集案の実現可能性 3 オンラインでの懇話会の運営経験 4 情報収集方法 5 冊子のデザイン性 6 つくば市の課題や強みの分析
3 プレゼンテーション (配点 10点)	1 担当者の取組意欲 2 質問に対する応答
4 価格妥当性 (配点 5点)	1 業務内容に対する費用の的確性

(5) 審査結果による選定

審査及び評価に基づき、受託候補者として最優秀者及び優秀者各1者を選定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、令和3年(2021年)7月中に審査を受けた者全てに対して文書により通知する。

(7) 審査結果の公表等

審査結果については、「つくば市プロポーザル方式による契約相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

1.1 契約締結までのスケジュール

期間	内容
令和3年5月17日(月)	プロポーザル実施要領の公開
令和3年5月17日(月)～5月28日(金)	参加表明書の受付
令和3年5月17日(月)～5月21日(金)	実施要領に関する質問受付
令和3年5月25日(火) 目途	質問への回答(ホームページで公開)
令和3年6月4日(金)	応募者資格確認結果の通知
令和3年6月4日(金)～6月21日(月)	企画提案書の受付
令和3年6月4日(金)～6月11日(金)	企画提案書に関する質問受付
令和3年6月15日(火) 目途	企画提案書に関する質問への回答(ホームページで公開)
令和3年6月28日(月)～6月30日(水)	選定委員会の開催
の期間で予定	
令和3年7月2日(金) 予定	審査結果の通知(ホームページで公開)
令和3年7月上旬 予定	受託候補者と仕様詳細協議、契約締結

1.2 受託候補者との協議・契約

選定された最優秀者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により業務委託に係る契約を締結する。なお、最優秀者と本市との協議が整わない場合、または最優秀者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として優秀者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、受託候補者の選定以外に使用しないものとする。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類に係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）に基づき、当該提出書類を公開することがある。

1 4 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えている場合

1 5 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が 1 者のみであった場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 参加者が 1 者のみの場合においても、審査及び評価の結果、受託候補者とならない場合もある。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

1 6 問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1
つくば市 政策イノベーション部科学技術振興課
電話：029-883-1111（内線：6271）
FAX：029-868-7640
E-mail：pln112@city.tsukuba.lg.jp